令和４年３月オレンジ勉強会

証拠保全手続

令和４年３月２５日
弁護士　有馬　明仁

第１　本件事案の概要

第２　証拠保全手続の流れ

１　意義（民事訴訟法234条，以下「法」という。）。

証拠保全は，訴訟係属の有無を問わず，本来の証拠調べを待っていたのでは取調べが不能又は困難となる事情がある場合にその証拠方法についてあらかじめ証拠調べを行い，その結果を訴訟における事実認定において利用するために確保しておく証拠調べをいう。

２　証拠保全申立(資料１：証拠保全申立書)

(1) 申立書には，民事訴訟規則(以下「規則」という。)153条2項所定の以下の①～④の事由を記載する必要がある（規則153条3項）。

①相手方の表示
②証明すべき事実
③証拠(≒疎明資料)
④証拠保全の事由

(2) ②証明すべき事実（規則153条2項2号）

実務上は，本案訴訟の訴訟物を特定するのに必要な事実も記載されることが多い（民事証拠収集実務研究会編(2019年)「民事証拠収集(勁草法律実務シリーズ)」勁草書房参照）。

ただし，ある程度概括的であっても認められる傾向にある(東京地裁証拠保全研究会(2006)「証拠保全実務」社団法人きんざい参照)。

(3) ④証拠保全の事由（規則153条2項4号）

ア「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用するのに困難となる事情」（法234条）を具体的に主張する必要がある。

イ　困難となる事情とは，例えば，Ａ：証拠が滅失及び変更するおそれがある，Ｂ：時間の経過により取得できなくなる場合などがあたる。

本件事案の手続を通じて，裁判所は，抽象的なおそれではなく，個別・具体的なおそれがあることが疎明されていなければ，前記要件を充足しないと考える傾向にあると感じた。

(4) 管轄裁判所

ア　訴え提起前

尋問で受けるべき者もしくは文書を所持する者の居所または検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所（法23条2項，235条2項）。

イ　訴訟係属中

(ア) 最初の口頭弁論の期日が指定され，又は事件が弁論準備手続もしくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は，証拠保全の申立ては，受訴裁判所に行う（法235条1項ただし書）。

（イ）例外的に，急迫の事情がある場合（法235条3項）には，訴えの提起後であっても，訴えの提起前の証拠保全の管轄裁判所に申立てが可能である。

(5) 面接～決定～証拠調べの実施等(資料２：経過報告書参照)

ア　裁判所は，大体，相手方の呼び出しをせずに，申立人側の面接をして，理由があると認めるときには，証拠保全の決定をする。なお，申立却下決定に対しては，申立人は抗告することができる（法328条）。

面接においては，①疎明資料の証拠調べ(原則，原本を確認する)，②申立書の不明確・不十分な部分の釈明，③決定書の送達方法，④検証の記録化の方法，⑤当日のスケジュール等の確認が行われる。

イ　③決定書の送達方法については，手続の内容・スケジュール上，執行官送達を希望する申立人が多いと思われる。証拠調べの実施日の１時間半～２時間前くらいに送達をすることが多い。

また，④検証の記録化の方法については，一般的には，Ａ：申立人がカメラ(※専門のカメラマンを雇って連れて行くこともある)で撮影，または，コピーをする(※コピー機を持参する。相手方がコピー機を貸してくれることはないと思ったほうがいい。)，Ｂ：裁判所職員がカメラで撮影するといった方式がある。ただし，裁判所により運用が異なるようであるので，管轄裁判所に確認することが望ましい。

ウ　裁判所は，証拠保全の決定をした後，証拠保全の当日に前記のとおり執行官送達をして，その後，検証物等のある所在地で証拠調べの手続を実施する。

相手方は，送達がなされた時点で証拠保全の決定がなされたことを把握することが通常である。なお，その決定について不服申立てができない（法238条）。

証拠保全の証拠調べの方法は，実務では，検証が多く，相手方から提示された資料，記録等を謄写，写真撮影，コピーするなどして行う。

申立人は，証拠調べ後，写真やコピーを検証調書（規則67条1項5号，69条）に添付するために裁判所に提供することが実務上多い思われる。

申立人は，あくまで裁判所の補助であり，手続の主体は裁判所なので，裁判所から尋ねられない限り，発言を控えることが望ましい。

(参考文献)　※裁判官も②の書籍はよく見ている

①民事証拠収集実務研究会編(2019年)「民事証拠収集(勁草法律実務シリーズ)」勁草書房
②東京地裁証拠保全研究会(2006)「証拠保全実務」社団法人きんざい

(添付資料)　※ＨＰでは省略

資料１：証拠保全申立書
資料２：経過報告書